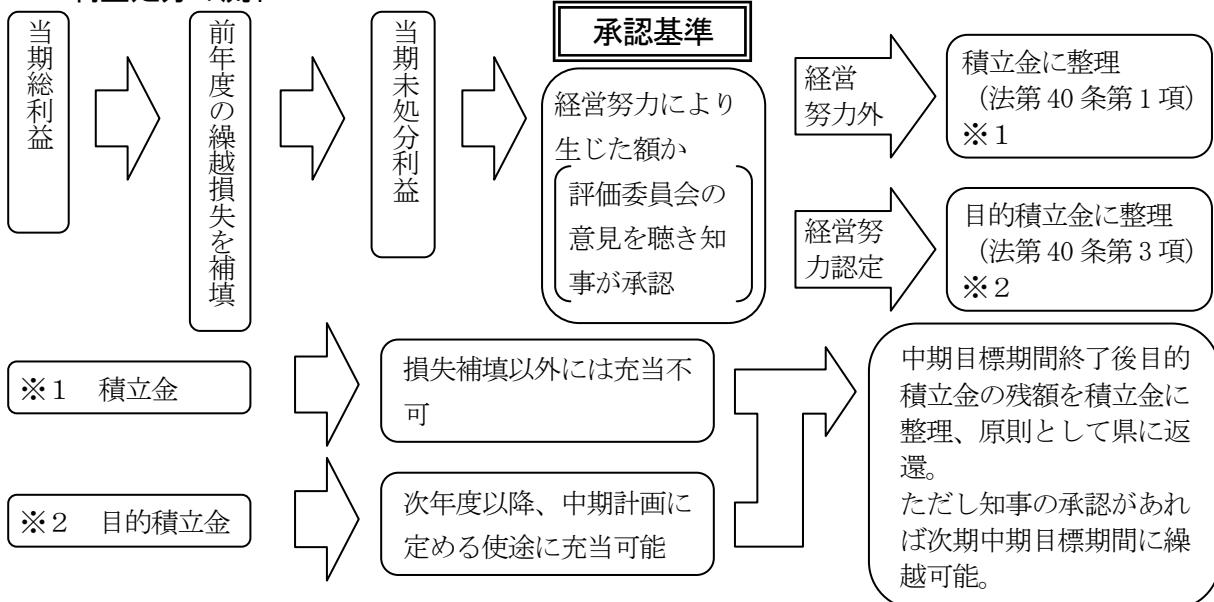


公立大学法人青森県立保健大学の利益処分承認の考え方について

1 利益処分の流れ



2 経営努力の具体的な取扱いについて

- ① 自己収入から生じた利益
経営努力を認定→目的積立金
- ② 運営費交付金収益から業務効率化等によって生じた利益
原則として経営努力を認定→目的積立金

* 例外

学部並びに修士及び博士課程の学生収容定員の合計の充足率が90%を下回った場合、未充足学生分の教育経費相当額分を積立金に整理し、中期目標期間終了時に県に返還する。

* 考え方

(1) 国立大学法人制度において、教育研究という大学の業務の特性、また、事業を予定どおり行えば収支が均衡するものであることから、予定どおり事業を行った結果剰余金が発生した場合には、法人の業務効率化等の結果とすることが妥当とされており、具体的には、客観的指標である学生収容定員を在籍者が満たしていることをもって行うべき事業を行ったことを説明する取扱いとしており、他県においても国立大学法人制度に倣った利益処分承認基準としているところがほとんどである。本県においても同様の考え方を採用することとするものである。

(2) 地方独立行政法人制度において、利益処分の承認は、経営努力のインセンティブを法人に与えるための仕組みであり、基準が厳格すぎると法人へ二重の業務効率化を課すことにもなり、経営改善や增收へのインセンティブが損なわれる可能性がある。また、本県における運営費交付金算定に当たっては、プロパー職員人件費や物件費に対し効率化係数を課して業務効率化を先取りしており、自己収入についても将来の経営改善分や增收分を先取りしているものである。